

(課税番号:)

←事業者ごとに滋賀県が付番している「課税番号」(10桁)をお書きください。(不明の場合は空欄で構いません。)

<p>受付印</p> <p style="text-align: right;">申告書</p> <p style="text-align: center;">産業廃棄物税 修正申告書</p>			
令和3年7月25日			
滋賀県西部県税事務所長 様			
住所		大阪市.....	
氏名		◇◇産業(株) 代表取締役 琵琶 一郎	
個人番号		1230123456789 ※個人12桁、法人13桁 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、 代表者の氏名および法人番号)	
第13条 滋賀県産業廃棄物税条例 第14条第2項 の規定により次のとおり 申告 修正申告 します。			
事務所または事業所の所在地および名称		〒〇〇〇-〇〇〇〇 大津市..... ◇◇産業(株) 滋賀支店	
申告に係る期間		令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	
区分	課税標準量	税率	税額
申告納付	申告	1,228.73 トン (別紙1③+別紙2③)	1,000円 1,228,700円
	納付年月日	令和3年7月25日	
修正申告納付	修正申告①	トン (別紙1③+別紙2③)	1,000円 円
	当初申告②	トン	1,000円 円
	修正申告書による納付すべき税額 ①-②		円
	納付年月日	年 月 日	
連絡先			
住所(所在地)		氏名(名称および担当者名)	電話番号
大津市.....		総務部経理課 大津 太郎	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

←申告日を記入してください。

←「申告書」(様式第4号)は申告に係る期間の翌年度の7月末までに提出してください。

←「滋賀県産業廃棄物税条例」第5条第1項第3号、4号、5号に規定される課税免除の搬入に該当する場合は、かならず「課税免除申請書」(様式第2号)を合わせて提出してください。(提出のない場合には、課税免除されません。)

←本社の所在地、名称等記入してください。

←「申告書」(様式第4号)は事務所、事業所ごとに作成してください。

※ 「申告書」の提出後、申告に係る課税標準量または税額を修正しなければならない場合は、遅滞なく「修正申告書」(様式第4号)を提出してください。

←課税標準量の算定単位である事務所、事業所の名称、所在地を記入してください。

←各年度を記入してください。
(例 令和2年度の場合: 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

←「課税標準量」と「税額」について

<課税標準量>

(1) 産業廃棄物を排出する事業者が、事務所・事業所ごとに各年度(4月1日から翌年3月31日まで)において滋賀県内中間処理施設または滋賀県内最終処分場へ産業廃棄物を搬入した重量の合計をいいます。(中間処理施設への産業廃棄物の搬入については、別表のとおり一定の処理係数を乗じた重量。)

別表

施設の区分	処理係数
(1)焼却施設または脱水施設	0.1
(2)乾燥施設	0.3
(3)熱分解施設または発酵施設	0.6
(4)油水分離施設	0.9
(5)前4項に掲げる施設以外の中間処理施設(破砕施設等)	1.0

(2) 課税標準量には、条例第5条第1項第1号~第5号のいずれかの規定の課税免除に該当する産業廃棄物の搬入重量は含めません。ただし条例第5条第1項第3号~第5号のいずれかの規定の課税免除に該当する場合は、課税免除申請書を提出してください。提出のない場合は、該当する搬入重量は課税対象となり課税標準量に含まれます。

(3) 課税標準量はトン未満の端数を処理しないで別紙1の「合計③」の欄の重量と別紙2の「合計③」の欄の重量を合計した重量を記入してください。

<税額>

「税額」に100円未満の端数金額がある場合には、その端数を切り捨ててください。

←申告書をご記入いただいたご担当者の連絡先を記入してください。

別紙1 (重量申告用)

< 記 載 例 >

課 税 標 準 に 関 す る 明 細 書						
氏 名 (名称および代表者の氏名)		◇◇産業(株) 代表取締役 琵琶 一郎				
申告に係る期間		令和2年4月1日から令和3年3月31日まで				
搬入先	施 設 名 お よ び 所 在 地			課 税 標 準 (搬 入 重 量)		
最終処分場(再生施設を除く。)への搬入	小 計 ①			ト	ン	
	搬入先	施設名および所在地	施設の区分	搬入重量 ④	処理係数⑤	課 税 標 準 ④×⑤
中間処理施設(再生施設を除く。)への搬入	大津市..... ○○処理施設	焼却 施設	10.3 トン	0.1	1.03 トン	
	大津市..... ○○処理施設	破碎 施設	372.3 トン		372.3 トン	
	草津市..... △△処理施設	破碎 施設	855.4 トン		855.4 トン	
	小 計 ②				1,228.73	トン
合 計 ③ (①+②)					1,228.73	トン

< 共通事項 >

- 「申告書」(様式第4号)は 本表と別紙1・別紙2で構成されています。
- 別紙には、本表の課税標準量の内訳を記載します。(別紙の合計欄③の数値と本表の課税標準量の数値は一致します。また、別紙1と別紙2の両方を使用する場合は、両方の合計欄③の値を合計したものが、本表の課税標準量に一致します。)
- 別紙は本表の課税標準量の内訳を記載するものですので、使用しない別紙(別紙1あるいは別紙2)がある場合は提出の必要はありません。
- 端数の整理は課税標準量では行わず、算定後の税額で100円未満を切捨てます。量(重量、容量)の段階では、計測いただいている量を直接使用してください。(端数について、四捨五入や切捨て等の処理をしないでください。)

< 別紙1 >

- 搬入した産業廃棄物の重量で申告していただくのが原則です。
- 別紙1は産業廃棄物の重量を記載し、それをもとに課税標準量を記載するものです。

< 別紙2 >

- 産業廃棄物税の課税標準は重量が原則ですが、重量(t)の計測が困難な場合で、容量(m³)の計測が可能な場合に限り容量をもとに記入できます。
- 別紙2は容量をもとに、定められた換算係数(「滋賀県産業廃棄物税条例施行規則第8条で規定しています。))を乗じて重量を算出し、課税標準量を記入するものです。

(計算例) 廃油 350.6 m³ × 0.9 = 315.54 トン

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 「処理係数⑤」の欄には、滋賀県産業廃棄物税条例第8条第1項第2号の表処理係数の欄に掲げる処理係数を記載してください。ただし、同条例第9条の規定により知事が適当であると認めるときは、「特例適用」と記載してください。

別紙2 (容量申告用)

課 税 標 準 に 関 す る 明 細 書							
氏 名 (名称および代表者の氏名)							
申告に係る期間		令和2年4月 1日から令和3年 3月31日まで					
搬入先	施 設 名 お よ び 所 在 地			容 量 ④	換 算 係 数 ⑤	課 税 標 準 ④×⑤	
最終処分場(再生施設を除く。)への搬入	小 計 ①			m³		ト	
	搬入先	施設名および所在地	施設の区分	容量④	換算係数⑤	換算して得た重量⑥ (④×⑤)	処理係数⑦
中間処理施設(再生施設を除く。)への搬入		施設	m³		トン		トン
		施設	m³		トン		トン
	小 計 ②						トン
合 計 ③ (①+②)							トン

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

2 「換算係数⑤」の欄には、滋賀県産業廃棄物税条例施行規則第8条の表換算係数の欄に掲げる換算係数を記載してください。

3 「処理係数⑦」の欄には、滋賀県産業廃棄物税条例第8条第1項第2号の表処理係数の欄に掲げる処理係数を記載してください。ただし、同条例第9条の規定により知事が適当であると認めるときは、「特例適用」と記載してください。

< 換算係数一覧 >

産 業 廃 棄 物 の 種 類	換 算 係 数
(1) 燃え殻	1.14
(2) 汚泥	1.10
(3) 廃油	0.90
(4) 廃酸	1.25
(5) 廃アルカリ	1.13
(6) 廃プラスチック類	0.35
(7) 紙くず	0.30
(8) 木くず	0.55
(9) 繊維くず	0.12
(10) 食料品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物	1.00
(11) 廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げる産業廃棄物	1.00
(12) ゴムくず	0.52
(13) 金属くず	1.13
(14) ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)および陶磁器くず	1.00
(15) 鉱さい	1.93
(16) 工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
(17) 動物のふん尿	1.00
(18) 動物の死体	1.00
(19) 廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げる産業廃棄物	1.26
(20) 廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00

換算係数は産業廃棄物の種類ごとに決まっているため、産業廃棄物の種類ごとに記入してください。
※産業廃棄物の種類ごとに容量を計算できない場合は、主たる容量を占める産業廃棄物の種類に応じて換算係数を適用してください。

備考
(1)の項から(6)の項までに掲げる産業廃棄物の種類は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物とし、(7)の項から(10)の項までおよび(12)の項から(18)の項までに掲げる産業廃棄物の種類はそれぞれ廃棄物処理法施行令第2条第1号から第4号までおよび第5号から第11号までに掲げる産業廃棄物とする。